

後期第7問

Xは、鉄筋コンクリート造り12階立マンション内に設置されたエレベーター内のかごに燃え移るかもしれないと認識しながら、ライターで新聞紙等に点火して、これを上記エレベーターのかごの床の上に置かれたガソリンの染み込んだ新聞紙等に投げつけて火を放ち、上記エレベーターの南側側壁化粧銅板表面の化粧シート0.3㎡を焼失させた。

なお、同エレベーターの側壁は暑さ1.11mmの銅板の内側部分に化粧シートを合成樹脂粘着剤で貼り付けて出来ている物であり、本件燃焼によって化粧シートが溶解、気化したことにより煙は発生したが、エレベーターのかごや化粧銅板自体は燃焼していなかった。

Xの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第2小法廷決定平成元年7月7日